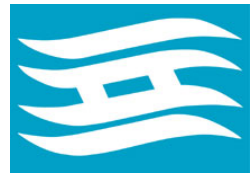


兵庫県公報

平成22年6月14日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 貸付金の返還の免除に関する条例等の一部を改正する条例（財政課）	1
○ 農林水産資金特別会計条例の一部を改正する条例（同）	2
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	2

公布された法令のあらまし

●貸付金の返還の免除に関する条例等の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 財団法人ひょうご産業活性化センターほか4法人が公益認定を受け、これらの法人の名称が改められたことに伴い、関係条例について用語の整理を行うこととした。
- 2 財団法人ひょうご環境創造協会が財団法人兵庫県環境クリエイトセンターを統合したことに伴い、関連法人事業基金条例について所要の整備を行うこととした。

●農林水産資金特別会計条例の一部を改正する条例（条例第31号）

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律による農業改良資金助成法の一部改正に伴い、特別会計を設置する農林水産資金に関する規定について、所要の整備を行うこととした。

●職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の子育て支援に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、職員の育児休業等に関し、国及び他の地方公共団体の職員との均衡を考慮し、必要な事項を定める等所要の措置を講じることとした。

条 例

貸付金の返還の免除に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年6月14日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第30号

貸付金の返還の免除に関する条例等の一部を改正する条例

（貸付金の返還の免除に関する条例の一部改正）

第1条 貸付金の返還の免除に関する条例（昭和39年兵庫県条例第10号）の一部を次のように改正する。

本則第9号中「財団法人ひょうご産業活性化センター」を「公益財団法人ひょうご産業活性化センター」に改める。

（兵庫県住宅再建共済制度条例の一部改正）

第2条 兵庫県住宅再建共済制度条例（平成17年兵庫県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「財団法人兵庫県住宅再建共済基金」を「公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金」に改める。

（関連法人事業基金条例の一部改正）

第3条 関連法人事業基金条例（平成19年兵庫県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表震災記念基金の項中「財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構」を「公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構」に改め、同表環境クリエイトセンター事業基金の項中「財団法人兵庫県環境クリエイトセンター」を「財団法人ひょうご環境創造協会」に改め、同表新産業創造事業基金の項中「財団法人ひょうご

第14条第1項第4号及び第2項中「育児休暇」を「育児部分休暇」に改める。

第23条中「第3条第2項、第4条第2項、第5条」を「第3条第5項、第4条」に改め、「第10条」の右に「、第11条の2第1項から第3項まで、第11条の3第1項」を加える。

(職員の子育て支援に関する条例の一部改正)

第2条 職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(既に育児休業をしたこととはしない最初の育児休業の期間)

第3条 育休法第2条第1項ただし書に規定する条例で定める既に育児休業をしたこととはしない最初の育児休業の期間は、57日間とする。

第4条中「第2条第1項」を「第2条第1項ただし書」に改め、「定める」の右に「既にした育児休業（子の出生の日から前条の期間内にした最初の育児休業を除く。）の後再度の育児休業をすることができる」を加える。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第12条第1号中「育児短時間勤務」の右に「(育休法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)」を加え、「第15条第2号」を「第15条第1号」に改め、同条第4号中「第15条第3号」を「第15条第2号」に改める。

第15条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第21条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育休法第17条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

第22条第3項を削る。

第23条の見出しを「(育児部分休暇)」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

育児部分休暇は、職員（企業職員及び単純労務職員を除く。以下この章において同じ。）のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を利用する当該職員の子で人事委員会規則で定めるものを養育するため、1日の勤務時間の一部（正規の勤務時間の終わりにおいて、1時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- (1) 非常勤職員（地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）
- (2) 育児短時間勤務又は育休法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (3) 育児部分休業（育休法第19条第1項に規定する部分休業をいう。）の承認を受けている職員
- (4) 人事委員会規則で定める特別休暇の承認を受けた職員

2 育児部分休暇の期間は、1回につき1年の期間内において必要と認められる期間とする。

第23条第3項及び第4項並びに第26条（見出しを含む。）中「育児休暇」を「育児部分休暇」に改める。

附 則

この条例は、平成22年6月30日から施行する。